



令和2年5月21日 立川市広報課

送付文書 計3枚

報道機関 各位

立川市中小事業者緊急家賃支援事業を開始します

立川市は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が著しく減少している中小事業者を支援するため、市内で事業所（店舗）等を賃借して事業を営んでいるなどの要件を満たす中小事業者に令和2年4月・5月分家賃相当額の2分の1を支給する『立川市中小事業者緊急家賃支援事業』を開始します。事業の詳細は、決定次第、市ホームページでお知らせします。

【主な支給要件】

対象となる 中小企業者	<ol style="list-style-type: none"> 立川市内で事業所（店舗）等を賃借し、令和2年4月又は5月に支払うべき家賃が発生している 本支援金申請時点において当該事業所（店舗）等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない 市税を滞納していない（徴収猶予の適用を受けている場合は除く） 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少している、もしくは同年3月～5月の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少している
支給額	令和2年4月分及び5月分の家賃合計額の2分の1にあたる金額 1事業所（店舗）あたりの支給限度額40万円 ※事業所が複数ある場合は最大200万円
受付期間	令和2年6月1日（月）～令和2年8月31日（月）
申請方法	郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

【問い合わせ】

立川市 産業文化スポーツ部 産業観光課（担当：奥野）TEL：042-528-4317

郵送
受付

立川市 中小事業者緊急家賃支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少している中小企業・個人事業主（以下「中小事業者」という。）を支援するため、要件に該当する中小事業者に、4月・5月分家賃相当額の2分の1（1事業所あたりの限度額40万円、複数事業所の場合は最大200万円）を支給します。

受付
期間

令和2年
6月1日（月）～8月31日（月）（消印有効）

申請
方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため**郵送受付**のみとします。必要書類を揃えて下記へご郵送ください。

なお、申請書の郵送料は市が負担します。「料金受取人払」の様式を封筒に貼っていただければ、切手は不要です。様式等の詳細は、市のホームページをご覧ください。

【送付先】

〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市役所産業観光課 中小事業者緊急家賃支援事業担当 宛

対象者

次の1～5の全ての要件を満たす中小事業者

- 立川市内で事業所等を賃借し、令和2年4月又は5月に支払うべき家賃が発生している
- 本支援金申請時点において当該事業所等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である
- 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる
- 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない
- 市税を滞納していない（徴収猶予の適用を受けている場合は除く）
- 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少していること、もしくは同年3月～5月の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少していること

※創業1年未満の事業者や店舗・業容拡大等により、前年同月と単純比較できない場合は、ご相談ください

支給額

令和2年4月分及び5月分の家賃合計額の2分の1にあたる金額（1,000円未満切捨て）

1 事業所あたりの支給限度額 40万円（複数事業所の場合は最大200万円）

支給までの流れ（書類など）

《提出書類》

- ① 中小事業者緊急家賃支援金交付申請書
- ② 申請内容確認書
- ③ 誓約書兼同意書
- ④ 事業を営んでいることがわかる証明書類
【法人の場合】履歴事項全部証明書（取得後3か月以内。写し可。）
【個人の場合】確定申告書の写し（直近申告分）※
※令和2年1月以降創業のため確定申告書がない場合は開業届
- ⑤ 支援金の対象となる事業所等の賃貸借契約書の写し
（貸主/借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件の記載があるもの）
- ⑥ 振込先の通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、口座名義人、名義人のカナ表示が確認できるもの）※申請者と口座名義人は同一であること
- ⑦ ②の申請内容確認書に記載されている売上高等が確認できる資料
※物件が自宅兼事業所の場合は、事業所部分のみが支援金の対象になります。
その場合はご相談ください。

① 書類提出

《書類審査、支給の決定》

提出書類の内容を審査し、支給額を決定します。
申請者宛てに「中小事業者緊急家賃支援金交付（不交付）決定通知書」を送付します。

② 審査・決定

《口座振込》

お手元に交付決定通知書が届いた後、指定口座に振込があります。
※書類に不備等がなければ、申請受理から概ね2週間程度を見込んでいます。

③ 振込

【お問い合わせ】

立川市泉町 1156-9 立川市役所
新型コロナウイルス感染症総合コールセンター
TEL：042-523-2111
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝 含む）
※オペレーターに「新型コロナウイルス感染症総合コールセンター」とお伝えください。



申請書等の提出書類の様式は
立川市ホームページからダウンロードできます。
（左QRコードからアクセス可）